目白小学校ＰＴＡ会則

第１条（名称・事務所）
本会は目白小学校ＰＴＡと称し、事務所を同校内に置く。

第２条（目　　的）
本会は、保護者、教職員及び地域が力を合わせ、子どもの成長について話し合い、学習して、教育の向上と、児童の健全な成長及びあらゆる場における幸福の実現、並びに会員の教養親睦を深めることを目的とする。

第３条（方　　針）
児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とする活動は行わない。

第４条（会　　員）
本会は目白小学校在籍児童の保護者と同校在籍の教職員で構成する。
本会に所定の会費を納めることを以って、本会の会員となる。
会員は本会の活動に参加・協力する。

第５条（役　　員）
本会に次の役員を必要名置き、それぞれ任務を遂行する。
役員の任期は１年とする。但し必要と判断されるときは再任してもよい。
会長は会員である保護者の中から選考が候補を選考し、総会で選出する。
その他の役員については、会員である保護者の中から選考が選出し、総会で会長が指名する。但し、教職員からの選出は学校側に一任する。

会　　長
本会を代表し会務を総括する。
会長は、豊島区立小学校ＰＴＡ連合会の行事に参加する。

副 会 長
会長を補佐して会務を遂行し、必要に応じて会長を代理する。
年度ごとの活動体制を統括し、学校・組織間・その他との調整を行う。

本　　部
年度ごとの活動体制に沿って、予算を編成し、学校・組織間・その他との調整を行いながら活動内容を決定、実行する。

会　　計
現金及び物品の出納、決算の事務、集金業務、本会会費の入金確認並びに会員数の管理に当たる。

年度の途中で会長に欠員が生じた場合は、副会長が代行する。また、その他の役員に欠員が生じた場合は、執行部会で会長が指名することにより補充することができる。

第６条（専門委員）

本会の本部下（後述する委員会、行事）には、必要に応じて専門委員を置く。専門委員は必要名とし、それぞれの役員を補佐して任務を遂行する。
任期は１年とする。但し必要と判断されるときは再任してもよい。
会員である保護者の中から選考が選出する。

第７条（会計監査）

本会に会計監査を必要名置く。
会計監査は本会の会計の監査を行い、年度末総会においてこれを報告する。
また、会計監査にあたり、必要に応じて本会内における全ての会を傍聴することができる。
任期は１年とする。但し必要と判断されるときは再任してもよい。
会員である保護者の中から選考が候補を選考し、総会で選出する。他の役員を兼ねない。年度の途中で欠員が生じた場合は、執行部会で会長が指名することにより補充することができる。

第８条（選　　考）

本会に選考を必要名置く。
選考は他と連携しながら、次年度の候補者を公正かつ教育的見地から選考する。
教職員からの役員の選出については学校側に一任する。）
任期は１年とする。但し必要と判断されるときは再任してもよい。
会員である保護者の中から選考が選出する。他の役員を兼ねない。
年度の途中で欠員が生じた場合は、執行部会で会長が指名することにより補充することができる。

第９条（委 員 会）

本会はその目的を達成するために委員会を設ける。
委員会は、豊島区ＰＴＡ連合会で活動が挙げられている、学年学級・成人教育・広報・校外指導に、アルバム制作などを加えた＜常置委員会＞と、常置委員会以外の＜特別委員会＞で構成される。

各委員会には第 5 条に規定される本部役員必要名と、その業務に応じて第 6 条に規定される専門委員必要名、及び担当教職員を置く。
委員会の新設や廃止などについては、当期の世情や内部の活動状況を鑑みたうえで、執行部会にて検討、役員会での決議を経て、総会にて報告するものとする。
各委員会は、必要に応じて本部を合同で運営することができる。その場合、本部役員は、任務を兼任することになる専門委員の活動時期や人員配置を十分に考慮した運営を努めるものとする。

＜常置委員会＞

① 学年学級委員会 … 学年学級活動を発展させる諸活動を行う。学級集会等を通じて担任の教師とともに会員の親睦、学級活動を推進する。

② 成人教育委員会 … 会員が、よき保護者、よき教職員として成長するために、会員の教養を高め、情操を豊かにするとともに、学校教育、家庭教育、教育制度、教育行政などを理解するための学習活動を行う。

③ 広 報 委 員 会 … 開かれたＰＴＡとするために、デジタル構築や会報発行を通して、ＰＴＡで行われていることや児童の健全な成長に役立つ情報を提供する。

④ 校外指導委員会 … 学校と家庭、地域との連携を深め、校外生活での児童の安全に努める。

なお、委員会本部役員は、豊島区ＰＴＡ連合会の常置委員となる。

＜特別委員会＞

⑤ 学校支援委員会 … 児童が充実した学校生活を送れるよう、主に学校を支援する活動を行う。

⑥ アルバム制作委員会 … 卒業する児童のアルバム制作、要望に応じて記念品等の選別・発注、必要に応じて卒業を祝う会の企画・開催を行う。

＜専門委員＞

① 総合専門委員 … 各委員会の専門領域の中で活動し、委員自身が主体的に他の委員会を応援する。

第 10 条（行事）

本会はその目的を達成するために行事を設ける。

行事には第 5 条に規定される本部役員必要名と、第 6 条に規定される専門委員必要名を置き、行事は学校行事をサポートする。

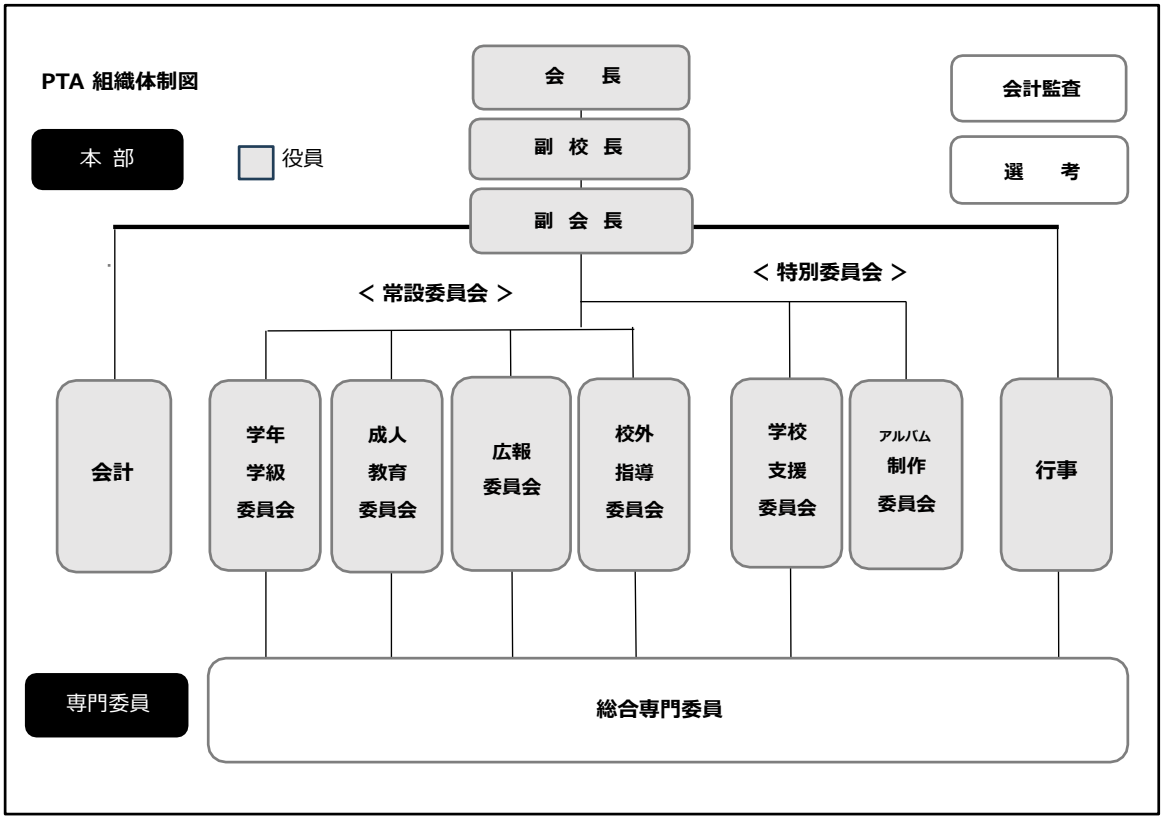

第 11 条（名誉会員）
本会に名誉会員を置くことができる。

第 12 条（顧　　問）
会長は総会の承認を経てこの会に若干名の顧問を置くことができる。
顧問は会長の要請に応じて会合に出席し、本会運営に関しての助言をする。
顧問は歴代の会長、副会長等から指名され、原則として任期は１年とする。

第 13 条（運営機関）
本会に次の運営機関を置き、会長がこれを招集する。
総会（定期総会、臨時総会）は会員以外の地域の方々も傍聴できる。
総会の開催方法は、通常の体育館開催に加え、書面・ＷＥＢ開催等も含む。

１．定 期 総 会 … 毎年２回開き、年度初めは前年度決算、及び新年度予算の承認、その他重要事項を、年度末に次年度の役員並びに会計監査の選出その他重要事項を審議決定する。

２．臨 時 総 会 … 会長が必要と認めた場合及び会員の３分の１以上の要求がある場合にこれを開き重要事項を審議決定する。

総会は、全会員の３分の２以上の者が出席（オンライン参加を含む）又は委任状を提出（書面・ＷＥＢ開催の場合は決議を提出）しなければ、その議事を開き議決することができない。

総会の議事は出席者（オンライン参加者を含む）及び委任状を提出した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長（書面・ＷＥＢ開催の場合は会長）の決するところによる。

３．執 行 部 会 … 会長、副会長、その他目的に応じたメンバーをもって構成する。

４．役　員　会 … 会長、副会長、本部、会計、必要に応じて選考、会計監査をもって構成する。

５．委　員　会 … 委員会には、第９条に示すとおりの委員会がある。

６．臨時委員会 … 会長又は副会長がある特別な重要問題を解決するために臨時に召招集する機関であり、目的に応じたメンバーをもって構成する。

７．学 級 集 会 … 学級単位で意見をまとめ、学級代表を通じて本会に伝える。
また、学級ＰＴＡ会員の交流と親睦をはかる。

８．ＰＴＡ協力員 … 活動内において、必要に応じて会員にＰＴＡ協力員を依頼することができる。

第 14 条（会　　計）
本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第 15 条（経　　費）
本会の経費は会費、寄付金並びに事業収益金をもってこれに充てる。

第 16 条（収 納 金）
本会の収納金は銀行又は郵便局に預金して保管する。

第 17 条（会　　費）
会員は毎年所定の会費を負担する。詳細については細則で規定する。

第 18 条（改　　正）
本会則の改正は総会の承認を経なければならない。

第 19 条（細　　則）
本会の運営に当たって必要な細則は、役員会の議決によって定めることができる。
制定、又は改廃した場合は、その結果を総会（年度初、年度末、臨時）に報告しなければならない。

附　　則
１．この会則は昭和４５年　４月　１日より施行する。
２．この会則は昭和６３年　３月　１日一部改正する。
３．この会則は平成　４年　３月１１日一部改正する。
４．この会則は平成　５年　３月　９日一部改正する。

５．この会則は平成１３年　３月１４日一部改正する。
６．この会則は平成２１年　４月１５日一部改正する。
７．この会則は平成２３年　２月２４日一部改正する。
８．この会則は平成２４年　２月２９日一部改正する。
９．この会則は令和　３年　３月１０日一部改正する。
10．この会則は令和　４年　３月１３日一部改正する。
11．この会則は令和　５年　３月２０日に一部改正する。
12．この会則は令和　７年　３月１３日に一部改正する。